

仕 様 書

1 件 名

港区赤坂地区地域情報誌作成支援及び印刷業務委託

2 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 履行場所

港区区有施設等

4 業務の目的

赤坂地区総合支所では、より身近な地域情報を盛り込み、工夫を凝らして発信・共有することにより、幅広い世代の地域コミュニティを形成することを目的として、地域情報誌「MYタウン赤坂青山」（以下「地域情報誌」という。）を発行している。

この地域情報誌の発行は、「赤坂・青山地区タウンミーティング」地域情報の発信・交流分科会（以下「分科会」という。）が担当する。この分科会は、赤坂・青山地域の在住・在勤・在学者の中から公募により、メンバーを決定し、分科会メンバー自らが編集委員として企画・取材・原稿作成までを行う。そのような状況の中で、企画・取材・原稿作成、デザイン、レイアウトといった編集業務から印刷までをスムーズに進行していくために、専門的な立場からの確かな支援を行い、印刷まで行うことを本業務の目的とする。

5 業務概要

令和4年度の地域情報誌は、日本語版を3回（第58号～第60号）、日本語版の第57号から第59号までのダイジェスト版として、英語版を1回発行するので、受注者は専門的な立場から支援を行い、印刷まで行うこと。（発行日については「7 発行日（予定）」のとおり。）日本語版の地域情報誌の発行は、分科会が担当し、英語版の地域情報誌の発行は、分科会の事務局（以下「事務局」という。）が担当する。

(1) 日本語版の作成

具体的な内容については、各号につき、以下の内容、件数とする。

ア 編集会議

- ・編集会議の進行を行う。進行を行うに当たっては、発言者の偏りや意見の拡散を防止しながら議論を整理・促進するファシリテーターとしての役割を担い、合意形成が円滑になされるようにすること。

- ・オンラインでの実施にも対応すること。

イ 企画・編集

- ・各号の企画段階において、分科会編集委員（以下「編集委員」という。）や読者の意見を反映させた企画を考え、企画案として編集会議等で提示すること。
- ・編集委員、事務局の企画補助を行い、必要に応じて会議等で出された案の取りまとめを行うこと。また編集・作成段階では、編集委員の知識を補うよう、取材に当たっての補助、記事内容の決定から作成までの支援を行うこと。
- ・各号の地域情報誌発行までに原則4回の編集会議等に出席すること。また、必要に応じて関係者との打ち合わせに参加すること。
- ・企画・編集に関する資料提供を行うこと。

ウ デザイン・レイアウト、校正

- ・タブロイド判（273mm×406mm）8ページ・マットコート紙D判72kg・両面カラー・2折とする。
- ・編集委員の意見に基づき、誌面のデザイン・レイアウトを行うこと。
- ・デザイン・レイアウトに関する会議には、編集の担当者も出席すること。
- ・校正については、3回行うこと。
- ・入稿する際には、PDFデータにて納品すること。

エ 取材調整・同行

- ・編集委員が円滑に取材を遂行できるよう、取材先のアポイント、取材同行、編集委員との日程調整等の取材支援を行うこと。
- ・編集委員とともに取材に同行し、取材補助を行うこと（各号発行につき取材同行6回程度）。

オ 写真撮影

- ・情報誌の各コンテンツ編集に伴い撮影が必要な場合は、各号2回を目途にカメラマンに取材・撮影をさせること。

カ 進行管理について

- ・編集会議における企画検討から製版データ納品までの進行管理を事務局とともに行うこと。

(2) 英語版の作成

赤坂・青山地域は外国人が多く、英語版の地域情報誌ダイジェスト版は、赤坂青山地域に暮らす外国人が地域を理解する上の一助となることを目的に作成する。英語版の地域情報誌の発行は、分科会を通さずに、事務局と調整すること。

ア 原稿の決定・編集等

- ・特集面の原稿は、地域情報誌第57号から第59号の中から、外国

- 人向けに適したテーマの号を事務局と調整して決定すること。
- ・行政面の原稿は、地域情報誌57号から第59号の中から、外国人向けに適した情報、記事内容を事務局と調整して決定すること。
- ・必要に応じて、原稿内容が最新の情報となるように、修正を加えること。

イ 翻訳作業

翻訳言語は英語とし、翻訳文はネイティブスピーカーのチェックを必ず通すこと。

ウ デザイン・レイアウト・校正

- ・タブロイド判（273mm×406mm）8ページ・マットコート紙D判72kg・両面カラー・2折とする。
- ・事務局の指示に基づき、誌面のデザイン・レイアウトを行うこと。
- ・表紙は特集面で選んだ号のものを使用すること。
- ・校正については、3回行うこと。
- ・入稿する際には、PDFデータにて納品すること。

(3) 印刷

- ・毎号、赤坂地区総合支所の担当と検討の上、決められた期日までに25,000部印刷すること。英語版に関しては、2,000部印刷すること。
- ・校正は色校正を1回行うこと。
- ・タブロイド判（273mm×406mm）8ページ・マットコート紙D判72kg・両面カラー・2折を赤坂地区総合支所のほか3カ所（青山いきいきプラザ・赤坂いきいきプラザ・青南いきいきプラザ）に発注者が指定する部数を納品すること。英語版に関しては2,000部を赤坂地区総合支所に納品すること。
- ・完成品のデータ納品（PDFファイル）も行うこと。
- ・この契約により作成された印刷物の著作権は、発注者に譲渡すること。
- ・この契約の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、図版、写真及びネガフィルム等については、発注者に著作権を譲渡するものとし、発注者が請求をしたときは、発注者が指定する方法で引き渡すこと。

6 成果品

受注者は、以下の成果品を決められた期日までに発注者に提出すること。

- (1) 地域情報誌（日本語版） 25,000部
- (2) 地域情報誌（英語版） 2,000部
- (3) 完成品のデータ（PDFファイル）

7 発行日（予定）

- (1) 日本語版発行日（予定） 年3回
 - 第58号 令和4年7月中旬予定
 - 第59号 令和4年11月中旬予定
 - 第60号 令和5年3月中旬予定
- (2) 英語版発行日（予定） 年1回
 - ダイジェスト版 令和5年3月中旬予定

8 支払方法

契約代金は、各号（日本語版3号分、英語版1号分）、履行を確認し、受注者の請求に基づき支払う。

9 業務内容の疑義

受注者は、本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じたときは、速やかに発注者と協議し、指示を受けること。

10 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、本業務を行うに当たり本業務に精通した従事者を置き、その者は、業務終了まで一貫して業務を遂行すること。
- (4) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (5) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (6) 受注者は、個人情報について、別紙個人情報等取扱いに関する特記事項を遵守しなければならないものとする。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

11 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車件査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日改正28環改車第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

12 連絡先

港区 赤坂地区総合支所 協働推進課 地区政策担当

TEL 03(5413)7013

FAX 03(5413)2019

個人情報等取扱いに関する特記事項

(適正な管理)

第1条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前条の義務を遵守させなければならない。

(再委託)

第4条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合に限り、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせることができる。

第5条 受注者は、受託した事務について前条の規定により他に委託し、又は請け負わせるときは、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、発注者は、受注者が再委託先に対して適切な監督を行っているかを監督するものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(委託された事務以外への使用の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を、委託された事務以外の用途に使用してはならない。

(加工、再生等の禁止)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還及び廃棄の義務)

第10条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

第11条 前条の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう善良なる管理者の注意をもって焼却又は裁断等により処分しなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第12条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたとき、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等の実地調査に対応すること。

(監査・検査への協力等)

第 13 条 発注者は、受注者に事前に通知し、受注者の承諾を得た上でいつでも、受注者の業務に支障を生じさせない範囲内において、個人情報の管理状況等について監査・検査を実施することができる。受注者は、合理的事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第 14 条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は怠った場合は、港区長の附属機関である港区個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第 15 条 前条の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

(第 16 条から第 21 条の条文は、「特定個人情報 (※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第 16 条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業員の明確化)

第 17 条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業員並びにその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業員への教育訓練及び監督)

第 18 条 受注者は従業員に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第 19 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第 20 条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第 21 条 受注者及び発注者は、第 13 条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第 22 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、施錠できるロッカー等に保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第 23 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。